

「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画 改定素案」への 意見公募手続(パブリックコメント)について

1 計画改定の趣旨

明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画に J R 魚住駅周辺地区の基本構想を追加します。

2 意見公募手続について

(1) 募集案件

明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画 改定素案

(2) 募集期間

2024 年（令和 6 年）2 月 9 日(金)～3 月 1 1 日(月)（必着）

(3) 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体

(4) 資料の閲覧場所等

① 市ホームページでの閲覧

市ホームページの「意見公募手続（パブリックコメント）」の「意見募集を行っている案件」のページから資料をダウンロードすることができます。

② 窓口での閲覧

執務時間内であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

- ア 明石市政策局 インクルーシブ推進室（市役所分庁舎 5 階）
- イ 行政情報センター（市役所本庁舎 1 階）
- ウ 各市民センター（大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター）
- エ あかし総合窓口（パピオスあかし 6 階）

場所	執務時間
ア インクルーシブ推進室	平日の 8 時 55 分～17 時 40 分
イ 行政情報センター	平日の 8 時 55 分～17 時 40 分
ウ 各市民センター	平日の 8 時 55 分～17 時 15 分
エ あかし総合窓口	平日は 9 時～20 時、土日祝日(第 3 日曜日を除く)は 9 時～17 時 15 分まで

(5) 意見の提出方法及び提出先

様式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。

意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号・意見」（団体等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名）を必ず記入し、以下の方法でご提出ください。

【提出先】 提出は下記の①～⑤のいずれかの方法でお願いします。

① 郵送

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号 明石市政策局インクルーシブ推進室（分庁舎5階） 宛

② ファックス

FAX 078-918-5136

明石市政策局インクルーシブ推進室 宛

※送信後、078-918-6037（インクルーシブ推進室）へ着信確認をお願いします。

③ 電子メール

アドレス inclusive@city.akashi.lg.jp

④ 持参（受付時間 平日の執務時間内 8時55分～17時40分）

明石市政策局インクルーシブ推進室（市役所分庁舎5階）

⑤ 手話動画、代筆等

ご希望の方は、「(8)お問い合わせ先」までご連絡ください。

(6) 注意事項

① 電話等による口頭での意見提出は原則受け付けません。

② 「(5)意見の提出方法及び提出先」の①～⑤のすべてにおいて、「明石市ユニバーサルデザインのみちづくり実行計画 改定素案」への意見であることを明記してください。

③ 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

(7) 個人情報の取り扱いについて

① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名などの権利利益を害する恐れがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。

② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。

③ 住所・氏名・電話番号は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要のため、記入をお願いします。

(8) お問い合わせ先

明石市政策局インクルーシブ推進室（市役所分庁舎5階）

TEL：078-918-6037（直通）

FAX：078-918-5136

メール：inclusive@city.akashi.lg.jp